

東京都有機農業推進計画

1 現状と課題

(1) 現状

有機農業は、物質循環機能を活かした環境への負荷の少ない農法であり、有機農業の推進に関する法律（平成 18 年法律第 112 号。以下「有機農業推進法」という。）では、有機農業を下記の通り位置づけています。

《有機農業推進法による有機農業》

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本とし、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業。

都では、平成 6 年度に東京都環境保全型農業推進基本方針を策定し、有機農業を環境保全型農業の一形態として位置づけ、東京都有機農業堆肥センター（現・財団法人東京都農林水産振興財団有機農業堆肥センター）の設置や有機農業モデル生産団地（以下「モデル団地」という。）の指定などを中心とした有機農業推進事業を実施しました。

モデル団地では、12 団地で化学肥料と化学合成農薬を 50%以上削減した栽培を実践し、このうち 4 団地では化学肥料と化学合成農薬を使用しない栽培を実践しました。

また、平成 9 年度からは「東京都有機農産物認証制度」を開始し、有機農業に取り組む生産者への支援に取り組んできました。

平成 12 年度には、有機農産物の日本農林規格（平成 12 年 1 月 20 日農林水産省告示第 59 号。以下「改正 JAS 法」という。）の制定に伴い、「東京都特別栽培認証制度」（以下「特別栽培認証制度」という。）へと改称しました。

しかし、有機農業は、一般的な栽培方法と比較して技術や流通などで多くの課題を抱えており、現在、都内で有機 JAS の認証（注1）を取得している生産者は 6 戸（注2）で、有機農業に取り組みながら JAS 法の認証を取得

していない生産者を含めても、有機農業に取り組んでいる生産者は少数となっています。

(注1) 農林水産大臣が登録した第三者の登録認定機関が有機農産物などの生産工程管理者や製造業者を認定し、認定を受けたものだけが有機農産物や有機加工品について、有機 JAS 規格に適合しているかどうかを格付けし有機 JAS マークを付し、「有機」の表示ができる。

(注2) 農林水産省ホームページ、県別有機認定事業者数（平成 20 年 9 月 30 日現在）より。

(2) 課題

有機農業に取り組む生産者がごく一部に止まっている背景には、有機農業が、都内の一般的な生産者の農業経営と比較して、①労働力が必要、②栽培技術や販売ルートが十分に確立されていない、③品質や収穫量が天候や気象条件の影響を受けやすい、④技術や流通などに関する情報が広く生産者に共有されていない、⑤有機農業の取組が必ずしも価格に反映されないなどがあげられます。

しかし、平成 17 年度に都が実施したインターネット都政モニターアンケート調査（以下「アンケート調査」という。）では、81%が「東京に農業・農地を残したい」と回答しており、その理由として 42%が「新鮮で安全な農産物の供給」と回答しています。さらに、都が力を入れるべき農業振興施策として 28%が「有機・減農薬などの指導、支援」と回答しており、都民の食の安全・安心や有機農業に対するニーズは確実に高まっています。

また、都では近年、生産者の環境保全型農業に対する取り組み意欲も高く、2005 年農林業センサスでは販売農家の約 68%が「化学肥料の低減」、「農薬の低減」、「堆肥による土づくり」のいずれかに取り組んでおり、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づくエコファーマーの認定への取組も活発になっています。

こうしたことから、都でも、新たに有機農業に取り組む意欲のある生産者への支援が必要となっています。

2 有機農業推進計画の考え方

(1) 有機農業推進計画の位置づけ

本計画は有機農業推進法第7条第1項の規定に基づき都道府県が策定する有機農業推進計画として位置づけ、今後、区市町村が有機農業の推進施策を定める際の基本となるものとします。

(2) 有機農業推進計画の方針

- 1 有機農業を環境保全型農業の取組の一つとして位置づけます。
- 2 生産者の主体性を尊重します。
- 3 有機農業に自主的に取り組む生産者を支援します。

有機農業は、①化学肥料や化学合成農薬を使用しないこと、②遺伝子組換え技術を利用しないことを農法の基本としており、環境負荷の軽減が可能で物質循環機能や都市環境の改善に貢献できることから、環境保全型農業の一形態と位置づけます。

また、有機農業は技術面や流通面で多くの課題があり、生産者の有機農業に対する考えも様々であることから、有機農業の推進にあたっては、生産者の主体性を尊重し、有機農業に自主的に取り組む生産者の支援に重点を置くものとします。

(3) 計画期間

計画期間は下記の5年間とします。

計画期間：平成21～25年度

3 具体的な施策

(1) 有機農業に取り組んでいる生産者の仲間づくり

- 生産者同士の仲間意識の高揚を図ります。
- 有機農業の生産者とその他の生産者との交流を支援します。

都内で有機農業に取り組んでいる生産者はごく一部であり、各地に点在している状況となっています。そのため、生産者相互の横のつながりが少なく、技術や流通に関する情報の共有化も難しくなっています。

今後は、JA や区市町村など関係機関と協力して有機農業の検討会やフォーラムなどを開催し、有機農業に取り組む生産者の連携や仲間意識の高揚を図ります。

また、有機農業に取り組む生産者と、その他の生産者が地域の中で協力して営農ができるよう相互の交流会などを開催・支援し、生産者間の有機農業に対する理解が深まるよう取り組みます。

(2) 有機農業に取り組む生産者の増加促進

- 特別栽培認証制度に取り組む生産者を拡大し、有機農業に取り組む生産者を増やします。

現在、特別栽培認証制度を利用している生産者の中には、都が平成 16 年まで実施した有機農業推進事業に取り組んだ生産者も含まれます。しかし、近年、この制度を利用している生産者は 90 戸前後に止まっています。

今後は、この制度を利用している生産者の拡大やこの制度を利用している生産者への働きかけにより、新たに有機農業に取り組む生産者を増やすことが必要です。

そのためには、共同直売所や各種イベントでの PR や販売などを支援し、

特別栽培認証制度に取り組む生産者の拡大を図るとともに、特別栽培認証制度やエコファーマーなど環境保全型農業を実践している生産者に対して有機農業に関する情報などを発信し、新たに有機農業に取り組む生産者を増やします。

(3) 有機農業に関する技術の体系化

- 有機農業に関する技術の体系化を進めます。
- 「有機農業一般栽培指針」「有機農産物栽培指針」を整備します。

有機農業の栽培技術は、生産者の栽培経験から得たものが多く、体系化されていないことから、こうした技術や事例を整理し、有機農業に取り組む生産者が分かりやすい技術資料として体系化を図ります。

また、都が策定した「有機農業一般栽培指針」・「有機農産物栽培指針」については、有機農業に取り組んでいる生産者の事例なども踏まえて、新たに開発された技術や資材を加え、有機農業に取り組む生産者が使いやすい指針として整備します。

また、栽培指針が策定されていない作目については、生産者の要望などを取り入れ、試験研究機関等により技術を実証し栽培指針の充実を図ります。

(4) 普及指導の充実

- 有機農業を担当する普及指導員を定めます。
- 普及指導員の有機農業に関する技術向上を図ります。

有機農業に取り組む生産者の技術指導や経営相談にあたる普及指導員を定め、国の研修や他県の事例調査などに積極的に派遣して、普及指導員の技術向上に取り組み、普及指導の充実を図ります。

(5) 有機農業に関する消費者の理解と関心の促進

○ 見学会等を開催・支援し、生産者と消費者の相互理解を深めます。

有機農業は、品質や収穫量が天候や気象条件の影響を受けやすいことから、生産者が安心して有機農業に取り組むためには、消費者が有機農業の特性を理解し、その取組を価格に反映させる仕組が必要です。

そのためには、消費者の有機農業の見学会や生産者との意見交換会などを開催・支援し、有機農業に取り組む生産者と消費者との相互理解の促進を図ります。

(6) 有機農業による農産物の流通支援

○ 身近な消費者等に有機農業による農産物が届くような取組を支援します。

有機農業による農産物は、それを求める消費者等に確実に届くことにより初めて評価が得られるものです。

しかしながら、都内で有機農業に取り組む生産者はごく少なく、流通経路も様々であることから、これらの農産物を求める消費者等に対応できる状況にはなっていません。

近年、都内の農産物の流通は地産地消を中心に展開しており、共同直売所の整備やインショップなどの取組が進んでいます。現在、有機農業による農産物の流通は一部に限られていることから、有機農業による農産物についても、共同直売所やインショップなど、地産地消を中心とした流通を促進し、身近な消費者等に有機農業による農産物が届くよう支援します。